第1章 総則
（趣旨）
第1条 この訓令は，山梨県警察（以下「県警察」という。）および山梨県警察職員（以下「職員」という。）に関する争訟事案（「争訟事案」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 争訟事案の取扱いについては，別に定めのあるもののほか，この訓令の定めるところ による。
（争訟事案）
第2条 この訓令において争訟事案とは次の各号に掲げるものをいう。
（1）審査請求事件
（2）行政訴訟事件
（3）人権侵犯事件
（4）告訴告発事件
（5）国家賠償事件
（6）民事事件（国家賠償事件を除く。）
（事案の意義）
第3条 争訟事案の用語の意義はそれぞれ当該各号のとおりとする。
（1）審査請求事件
山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。），山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長がした処分又はなすべき処分をしなかつた不作為を原因として，公安委員会，山梨県人事委員会（以下「人事委員会」という。）本部長又 は警察署長に対する異議申立て又は審査請求の形式で行なわれる行政不服審査法に基づく争訟事件をいう。
（2）行政訴訟事件
公安委員会，本部長又は警察署長がした処分又はなすべき処分をしなかつた不作為 を原因として，山梨県知事，公安委員会，人事委員会，本部長又は警察署長を被告と

してする行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟事件又は確認訴訟事件をいう。
（3）人権侵犯事件
職員が公権力の行使に関して国民の権利又は自由を侵犯したとする場合において，当該事案について人権擁護機関の行ら調査に係る事件をいう。
（4）告訴告発事件
職員が公権力の行使に関して犯罪行為があつたとする場合において，被害者等が当該職員を被告訴人又は被告発人として訴追を求める刑事訴訟事件をいう。
（5）国家賠償事件
職員の故意若しくは過失による違法な公権力の行使により，又は県警察の所管の営造物の設置若しくは管理の瑕疵により損害を被つた者がその損害の回復を求めて，国又は県を被告としてする訴訟事件をいう。
（6）民事事件（国家賠償事件を除く。）
職務執行中の職員が公権力の行使による行為以外の行為により他人の権利を侵害 した場合その他職務執行中の職員又は警察機関がした民事上有責の行為又は管理に より他人に対し，民事上の責任を生じた場合，その損害を被つた者が，当該職員又は警察機関を被告とする訴訟事件をいう。
（認知報告）
第4条 所属長は，所属職員の争訟事案および争訟事案に発展するおそれのあるものを認知したときは，すみやかにその実態を調査し，本部長に報告しなければならない。

2 本部長は，前項の報告を受けたときは，当該事件の処理に必要な事項を関係所属長に指示するものとする。
（証拠保全）
第5条 所属長は，争訟事案が発生したときは，監察課長と密接な連絡をとるとともに，証人の確保，基礎資料および証拠物の収集保全等につとめなければならない。

第2章 争訟事案処理委員会
（委員会の設置）
第6条 争訟事案を適切に処理するため，本部長が必要と認めるときは県警察本部に事件 ごとに争訟事案処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。ただし，審査請求事件 については本部長が別に定めるところにより処理する。
（委員会の任務）
第7条 委員会は，争訟事案の処理上必要な事項を調査，検討および審議するものとする。 （委員会の組織）

第8条 委員会は，委員長および委員数名をもつて組織する。
2 委員長は警務部長とし，委員には委員長の指名する本部の部（室）課長をもつてあて る。

3 委員長に事故あるときは，委員長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。 （委員会の運営）

第9条 委員長は，必要と認めたときは，委員会を招集するものとする。
2 委員長は，委員会の審議結果を本部長に報告しなければならない。
3 委員会は当該審議に係わる事案の責任者，関係者，学識経験者等の出席を求めて，そ の意見等を聴取することができる。
（委員会の庶務）
第10条 委員会の庶務は，監察課において処理するものとする。
第3章 訴訟
（弁護人および指定代理人等）
第11条 本部長は，争訟事案について必要により弁護士を代理人もしくは弁護人として依頼し，または職員を指定代理人等として訴訟を行なわせるものとする。
（証人出廷等）
第12条 職員は，裁判所，検察庁等から争訟事案に関して呼出しその他の通知を受けたと きおよび証言したときは，すみやかに次の各号にかかげる項目の要旨を所属長に報告し なければならない。
（1）呼出し等の通知を受けたとき

## ア 事件名

イ 呼出し等の日時，場所およびその機関名
ウ 呼出し等の通知を受けた職員の職名および氏名
エ その他参考事項
（2）証言等をしたとき
ア 事件名
イ 証言等を行なつた日時，場所および機関名

ウ 証言を行なつた職員の職名，氏名
エ 証言等の要旨
オその他参考事項
2 報告を受けた所属長は，その状況をすみやかに本部長に報告するものとする。
第4章 示談
（示談）
第13条 所属長は，当該所属に係る紛争事案のらち，示談によることが適当と認められる ものはつとめて示談について努力し，その見とおしのある事案については，示談に関す る上申書（別記様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類の正本または謄本を添えて事案担当の県本部主管課長を通じて本部長に上申しなければならない。ただし，地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の適用を受けるものであるときは，この限りではな い。
（1）事件•事故報告書
（2）当事者および関係者の供述書または上申書
（3）検証調書または実況見分調書
（4）幹部の事実調査書
（5）診断書，治療費その他損害の疎明資料
（6）その他参考資料

## （示談の締結等）

第14条 本部長は示談の上申があつたときは，その事情を勘案のうえ，示談の締結が適当 と認めたときは，所属長に対し，示談に必要な事項等を指示するものとする。

2 所属長は，前項の指示によつて示談を締結したときは，示談成立報告書（別記様式第 2 号）に関係書類を付して本部長に報告しなければならない。

第5章 適正処理
（事案の適正処理）
第15条 監察課長は争訟事案の処理に必要な調査および研究につとめ，争訟事案処理の適正を期し，常に関係機関と密接な連絡を保ち，必要ある場合には連絡会を開催する等，争訟事案処理の円滑を図らなければならない。
（所属長の責務）
第16条 所属長は平素部下職員の指導教養を徹底し，争訟事案の発生を防止しなければな

らない。
2 争訟事案に関係のある所属長は，事案に関して監察課長と緊密な連絡をとり，積極的 に事案処理に努めなければならない。
（記録の整理保管）
第17条 監察課長は，争訟事案に関する記録の整理，保管を適切に行ない，その経過を明 らかにしておかなければならない。

附 則
この訓令は，昭和46年9月1日から施行する。
附 則（平成 28 年 3 月 28 日本部訓令第 15 号）
この訓令は，平成28年4月1日から施行
（様式略）

